

## 調査機械貸借契約書

賃貸人 アイワ探偵社（以下「甲」という）と賃借人 （以下「乙」という）  
とは、甲所有の後記物件目録記載の調査機器（以下「本件動産」という）につき、以下の通り賃貸借契約を締結した。

### 物件目録

機器名	数量	レンタル期間	料金
盗聴発見専用機			
超小型高感度受信機			
ボイスレコーダー			
電灯線3穴ソケット発信機			
I Cカード型発信機 (Cdv500)			
超小型発信機 (ktlv400)			
GPS			
一眼レフカメラ			
デジカム			

●故障について

各調査機器の故障や紛失は機器の不備以外はお客様の負担となります

●紛失について

各調査機器を紛失した場合は、紛失代のお支払いが必要となります

機器名	紛失
盗聴発見専用機	72,000 円
超小型高感度受信機	45,000 円
ボイスレコーダー	26,400 円
電灯線3穴ソケット発信機	35,000 円
I Cカード型発信機 (Cdv500)	40,000 円
超小型発信機 (ktlv400)	32,000 円
GPS	98,000 円
一眼レフカメラ	180,000 円
デジカム	110,000 円

アイワ探偵社

(基本合意)

第1条 甲は乙に、対し本件動産を本契約による約定により賃貸し、乙はこれを借り受ける。

(引渡し)

第2条 甲は乙に対し、 年 月 日をもって本件動産を本契約による約定に基づき引渡し、乙はこれを受領した。

(期間)

第3条 本契約のレンタル期間  
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日迄

(賃料)

第4条

円

(使用不能による契約解除)

第5条 本件動産の全部又は一部の故障及び破損により本契約の目的が達成できなくなった場合、乙は甲にその旨通知することにより、本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(債務不履行による契約解除)

第6条 乙が本契約に違反した場合は、甲は何らの催告もすることなく直ちに本契約を解除することができる。

(犯罪防止の為の誓約)

第7条 各調査機器を犯罪行為・その他違法な行為の為に利用しない事

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 福井市松本2丁目14-3タチバナビル2階  
氏名 アイワ探偵社 印

乙 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)